

岐阜県公報

第二千五百七十七号
平成二十六年九月二日

(火曜日)

目次

告 示

道路の区域変更

(道路維持課) 五六七

選挙管理委員会告示

設立届が提出された政治団体の名称等の公表

(選挙管理委員会) 五六八

政治団体の異動事項の公表

(同) 五六八

解散届が提出された政治団体の名称等の公表

(同) 五六九

資金管理団体でなくなった政治団体の名称等の公表

(同) 五六九

公 示

特定非営利活動法人の設立認証申請

(環境生活政策課) 五六九

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

(同) 五七〇

平成二十六年度技能検定(後期)の実施

(産業技術課) 五七〇

建設業法に基づく建設業者の営業停止処分

(建設政策課) 五七三

落札者等に関する公示

(技術検査課) 五七三

平成二十六年度における地籍調査に関する事業計画の変更

(都市政策課) 五七三

土地改良区役員の退任及び就任

(揖斐農林事務所) 五七四

告 示

岐阜県告示第五百二十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十六年九月二日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県多治見土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十六年九月二日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	区域の変更		敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)	備考
			前	後			
県道	下肥石田線	土岐市下石町字西山三〇四番七九六地先地内	前 三・六	後 三・〇	三・六	三・六	及B係は、図面表示の敷地を分るに於いて
		土岐市下石町字西山三〇四番八六一地先地内	前 三・〇	後 三・〇	三・〇	三・〇	
		土岐市下石町字西山三〇四番七九六地先から同市同町字同三〇四番八五七地先まで	前 三・〇	後 三・〇	三・〇	三・〇	

土岐市下石町字西山三〇
四番七九六地先から
同市同町字同三〇
四番八五七地先まで

後B

三・〇〇
三・六〇

三三・六

選挙管理委員会告示

岐阜県選挙管理委員会告示第六十一号

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）
国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
澤井洸太後援会	澤井洸太	澤井洸太	岐阜市数島町8 105

岐阜県選挙管理委員会告示第六十一号
政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第七條第一項の規定により、政治団体の届出事項の異動届が提出されたので、同法第七条の二第一項の規定により、その異動事項を次のとおり告示する。

平成二十六年九月二日

岐阜県選挙管理委員会
委員長 大松利幸

政治団体の名称	異動事項	新	旧
自由民主党岐阜県ときわ会支部	代表者 会計責任者	宇野文孝 吉田正哉	平井義朗 小林一貴

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第六条第一項の規定により、政治団体設立届が提出されたので、同法第七条の二第一項の規定により、その名称等を次のとおり告示する。

平成二十六年九月二日

岐阜県選挙管理委員会
委員長 大松利幸

主たる事務所の所在地	代表者	安八郡神戸町新屋敷103	不破郡垂井町宮代22521
自由民主党陸運岐阜支部	代表者	村瀬洋介	加藤昌弘
岐阜県自動車会 議所政治連盟	代表者	村瀬洋介	加藤昌弘
岐阜市商店街政治連盟	主たる事務所の所在地	岐阜市神田町6 20	岐阜市神田町2
税理士による大野泰正後援会	代表者	浅野隆士	松岡滋
主たる事務所の所在地	代表者	岐阜市西川手7 20	羽島市福寿町間島9692
税理士による野田聖子後援会	代表者	水野雄二	佐々木辰雄
主たる事務所の所在地	代表者	岐阜市中鶯3 70	岐阜市西河渡3 75
谷村せいき後援会	会計責任者	谷村邦子	井上正良

安田しげきを育てる会	代表者	安田久壽江	安田茂樹
渡辺隆後援会	代表者	山野日出光	横田武久

治団体解散届が提出されたので、同条第三項の規定により、その名称等を次のとおり公示する。

平成二十六年九月二日

岐阜県選挙管理委員会告示第六十三号

岐阜県選挙管理委員会
委員長 大 松 利 幸

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、政

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	解散年月日	政党又は政党の支部の場合その旨の表示	当該政党の支部を支部とする名称	一以上の市町村の区域等を単位として設けられる支部の表示
小森英明を育てる会	小森幸彦	小森英明	山県市岩佐186 1	平成25年12月31日			
牧村隆後援会	園枝義信	牧村正治	揖斐郡池田町上田342 1	平成25年11月1日			
安田しげきを育てる会	安田久壽江	安田久壽江	羽島郡岐南町三宅1 216	平成25年7月19日			

岐阜県選挙管理委員会告示第六十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定により、資金管理団体でなくなった旨の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定により、その名称等を次のとおり公示する。

平成二十六年九月二日

岐阜県選挙管理委員会
委員長 大 松 利 幸

資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	(死亡した)代表者の氏名	資金管理団体でなくなった旨の届出日
安田しげきを育てる会	羽島郡岐南町三宅1 216	安田茂樹	平成26年6月27日

(備考) 資金管理団体の届出をした者の死亡に伴う届出であり、資金管理団体の届出をした者の氏名は安田茂樹、公職の種類は岐南町議会議員である。

公 示

特定非営利活動法人の設立認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十六年九月二日

岐阜県知事 古 田 肇

一 申請のあった年月日 平成二十六年八月四日

二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人クレヨン・ひだ

三代 表 者 の 氏 名 遠藤 裕美

四 主たる事務所の所在地 岐阜県高山市片野町五丁目四八八番地

五 定款に記載された目的 この法人は、地域の障がいや社会での適応のしづらさ

等困難を抱えている人に対して、日常生活及び社会生活を総合的に支援するための事業を行い、地域において、障がいや困難等を抱えた人々が生きていく力を身に付け安心して生活するために、自分たちの能力を発揮することができるような就労などの機会の拡充と地域福祉の向上に寄与することを目的とする。

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があつたので、同条第五項で準用する第十条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十六年九月二日

岐阜県知事 古 田 肇

一 申請のあつた年月日 平成二十六年八月四日

二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人地域活性化支援ネットワーク協議

会きふ

三代 表 者 の 氏 名 林 一成

四 主たる事務所の所在地 岐阜市今町四丁目二〇番地アルフレッサ日建産業株式

会社本社ビル五階

五 定款に記載された目的 この法人は、福祉・介護・医療・保健・健康・社会教育・地域経済活動活性化等に関する事業を行い、地域住民が安心して暮らせるより豊かな社会の創出に寄与することを目的とする。

平成二十六年技能検定（後期）の実施

職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号。以下「法」という。）第四十六条第二項の規定により平成二十六年技能検定（後期）を次のとおり実施しますので、職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）第六十六条第三項の規定により公示します。

平成二十六年九月二日

岐阜県知事 古 田 肇

一 実施等級等

技能検定は、特級、一級、二級、三級及び単一等級に区分し、実技試験及び学科試験によって行います。

二 実施する検定職種（作業）及び等級区分

1 特級

鑄造、金属熱処理、機械加工、放電加工、金型製作、金属プレス加工、工場板金めっき、仕上げ、機械検査、ダイカスト、機械保全、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、プリント配線板製造、自動販売機調整、光学機器製造、内燃機関組立て、空気圧装置組立て、油圧装置調整、建設機械整備、婦人子供服製造、紳士服製造、プラスチック成形及びパン製造

2 一級及び二級

さく井（パーカッション式さく井工事作業及びロータリー式さく井工事作業）、金属溶解（鑄鋼溶解作業及び軽合金溶解炉溶解作業）、鍛造（ハンマ型鍛造作業及びプレス型鍛造作業）、金型製作（プレス金型製作作業及びプラスチック成形用金型製作作業）、工場板金（機械板金作業及び数値制御タレットパンチプレス板金作業）、機械検査（機械検査作業）、機械保全（機械系保全作業、電気系保全作業及び設備診断作業）、電気機器組立て（シーケンス制御作業）、半導体製品製造（集積回路チップ製造作業及び集積回路組立て作業）、プリント配線板製造（プリント配線板設計作業及びプリント配線板製造作業）、自動販売機調整（自動販売機調整作業）、時計修理（時計修理作業）、空気圧装置組立て（空気圧装置組立て作業）、油圧装置調整（油圧装置調整作業）、農業機械整備（農業機械整備作業）、冷凍空調和機器施工（冷凍空調和機器施工作業）、婦人子供服製造（婦人子供既製服縫製作業）、

和裁（和服製作作業）、製版（DTP作業）、プラスチック成形（ブロー成形作業）、強化プラスチック成形（エポキシ樹脂積層防食作業及びビニルエステル樹脂積層防食作業）、石材施工（石材加工作業）、建築大工（大工工事作業）、かわらぶき（かわらぶき作業）、配管（建築配管作業）、型枠施工（型枠工事作業）、鉄筋施工（鉄筋施工図作成作業及び鉄筋組立て作業）、コンクリート圧送施工（コンクリート圧送工事作業）、防水施工（アスファルト防水工事作業、合成ゴム系シート防水工事作業、塩化ビニルシート防水工事作業及び改質アスファルトシートトーチ工法防水工事作業）、カーテンウォール施工（金属製カーテンウォール工事作業）、ガラス施工（ガラス工事作業）、テクニカルイラストレーション（テクニカルイラストレーション）手書き作業及びテクニカルイラストレーションCAD作業、機械・プラント製図（機械製図手書き作業及び機械製図CAD作業）、電気製図（配電盤・制御盤製図作業）、金属材料試験（機械試験作業及び組織試験作業）及び塗装（鋼橋塗装作業）

3 三級

機械加工（普通旋盤作業）、機械検査（機械検査作業）、電気機器組立て（シーケンス制御作業）、プリント配線板製造（プリント配線板設計作業及びプリント配線板製造作業）、時計修理（時計修理作業）、冷凍空気調和機器施工（冷凍空気調和機器施工作業）、和裁（和服製作作業）、建築大工（大工工事作業）、配管（建築配管作業）、テクニカルイラストレーション（テクニカルイラストレーション）手書き作業及びテクニカルイラストレーションCAD作業、機械・プラント製図（機械製図手書き作業及び機械製図CAD作業）及び電気製図（配電盤・制御盤製図作業）

4 単一等級

電子回路接続（電子回路接続作業）、製麺（機械乾麺製造作業）、樹脂接着剤注入施工（樹脂接着剤注入工事作業）及びバルコニー施工（金属製バルコニー工事作業）

三 技能検定試験手数料

1 実技試験 岐阜県企画経済関係手数料徴収条例（平成二十一年岐阜県条例第十七号）で定める額とする。

2 学科試験 三千百円

四 実施期日、実施場所等

1 実技試験

平成二十六年十二月三日（水）から平成二十七年二月十五日（日）までの間にお

いて、別途岐阜県職業能力開発協会が指定する日に行います。

2 学科試験

(一) 平成二十七年一月二十五日（日）に実施する職種

(1) 一級及び二級

金属溶解、鍛造、機械検査、電気機器組立て、婦人子供服製造、配管、型枠施工、ガラス施工及び金属材料試験

(2) 三級

電気機器組立て及び配管

(二) 平成二十七年二月一日（日）に実施する職種

(1) 特級

鑄造、金属熱処理、機械加工、放電加工、金型製作、金属プレス加工、工場板金、めっき、仕上げ、機械検査、ダイカスト、機械保全、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、プリント配線板製造、自動販売機調整、光学機器製造、内燃機関組立て、空気圧装置組立て、油圧装置調整、建設機械整備、婦人子供服製造、紳士服製造、プラスチック成形及びパン製造

(2) 一級及び二級

さく井、金型製作、工場板金、自動販売機調整、時計修理、油圧装置調整、農業機械整備、冷凍空気調和機器施工、強化プラスチック成形、石材施工、コンクリート圧送施工、防水施工、カーテンウォール施工及び機械・プラント製図

(3) 三級

機械加工、時計修理、冷凍空気調和機器施工及び機械・プラント製図

(4) 単一等級

製麺及びバルコニー施工

(三) 平成二十七年二月八日（日）に実施する職種

(1) 一級及び二級

機械保全、半導体製品製造、プリント配線板製造、空気圧装置組立て、和裁、製版、プラスチック成形、建築大工、かわらぶき、鉄筋施工、テクニカルイラストレーション、電気製図及び塗装

(2) 三級

機械検査、プリント配線板製造、和裁、建築大工、テクニカルイラストレ

シヨン及び電気製図

(3) 単一等級

電子回路接続及び樹脂接着剤注入施工

3 実施場所

実技試験及び学科試験の実施場所は、別途岐阜県職業能力開発協会から受検申請者に通知します。

4 問題の公表

実技試験問題は、あらかじめ、岐阜県職業能力開発協会において公表することともに、受検申請者宛て送付します（ただし、一部の検定職種については、問題の全部又は一部を公表しません。）。

後期試験の問題の公表は、平成二十六年十一月二十六日（水）から行います。

五 受検申請の手続

1 提出書類等

(一) 技能検定受検申請書

(二) 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面の写し

(三) 三に定める手数料

(四) 実技試験を在校生として受検する場合は、在校生であることを証明する書類

2 提出先

〒五〇二〇八四一 岐阜市学園町二丁目三番地 岐阜県人材開発センター内

岐阜県職業能力開発協会（電話 〇五八 二三三 四七七七）

3 受付期間

平成二十六年十月六日（月）から平成二十六年十月十七日（金）まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日は除きます。

4 受検申請に関する注意

(一) 技能検定は、働く方々の職業能力を評価する試験ですので、受検するためには原則として一定の実務経験が必要となります。

(二) 申請書を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書きしてください。また、試験の免除を受けようとするときは、その資格を証する書面（写しでも可）を同封してください。

なお、郵送による申請書は、受付期間内の消印のあるもの限り、受け付けま

す。

(三) 実技試験及び学科試験の両方の免除を受ける資格がある者は、二に掲げる検定職種以外の職種についても受検申請ができます。

(四) 実技試験の手数料及び学科試験の手数料を申請書に添えて納付してください。なお、郵送による手数料の納付は、受付期間内の消印があるもの限り、受け付けます。

(五) 実技試験又は学科試験が免除される場合は、当該試験に係る手数料を納付する必要はありません。

(六) 受検申請を受け付けた後は、申請を取り消した場合は試験を受けなかった場合でも手数料は返還しません。

六 合格の発表等

1 技能検定合格者の発表

技能検定合格者の受検番号は、平成二十七年三月十三日（金）付けで岐阜県商工労働部産業技術課前に掲示されます。

2 実技試験又は学科試験の合格通知

実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者については、岐阜県職業能力開発協会から平成二十七年三月十三日（金）付けの書面で通知されます。

3 技能検定合格証書等の交付

特級、一級及び単一等級の技能検定の合格者には厚生労働大臣名の、二級及び三級の技能検定の合格者には知事名の合格証書が交付されます。

このほか、厚生労働大臣から、技能検定の合格者に対し、技能土章が交付されます。

七 試験結果の提供

1 提供する試験結果

学科試験及び実技試験（要素試験及びペーパーテスト）の得点

2 提供期間

合格発表の日から一月間

3 提供する場所

情報公開・個人情報総合窓口（県庁二階。電話〇五八 二七二 一一一 内線二二九六）

4 提供を受けるために必要な書類等

- (一) 受検票
 - (二) 運転免許証、旅券、健康保険の被保険者証その他受検者本人であることを確認できる書類のうちいずれか一つ
 - 八 その他
- 技能検定について不明な点は、岐阜県商工労働部産業技術課（電話〇五八 二七二 一一一 内線三三三四）又は岐阜県職業能力開発協会（電話〇五八 二二三 四七七）までお問い合わせください。

建設業法に基づく建設業者の営業停止処分

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十八条第三項の規定により、次のとおり建設業者の営業停止処分を行ったので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十六年九月二日

岐阜県知事 古 田 肇

処分をした年月日	平成二十六年八月二十六日
商号又は名称	有限会社 速水組
主たる営業所の所在地	岐阜市日置江二七〇番地五
代表者の氏名	代表取締役 速水哲夫
建設業の許可番号及び許可を受けた業種	岐阜県知事許可（般一三）第一〇一六九四号とび・土工・コンクリート工事業
処分の原因となつた事実及び処分の内容	平成二十六年四月二日、有限会社速水組代表取締役について、労働安全衛生法及び刑法違反により罰金刑の略式命令を受け、その刑が確定したことによる営業停止処分。ただし、建設業の営業全部について、平成二十六年九月九日から九月十一日までの三日間に限る。

落札者等に関する公示

岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成十七年岐阜県規則第百二十号）第十一条の規定により、次のとおり落札者等について公示する。
平成二十六年九月二日

岐阜県知事 古 田 肇

- 1 特定役務の名称及び数量 公共事業執行支援システム運用委託業務 一式
- 2 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 3 入札公招を行った日 平成26年6月24日
- 4 落札者を決定した日 平成26年8月6日
- 5 落札者の住所及び氏名 東京都港区赤坂一丁目11 44 赤坂インターシティ
アクセンチュア株式会社
代表取締役社長 程 近智

6 落札金額 429,840,000円

7 契約に関する事務を担当する部門の名称及び所在地

- (1) 担当の名称 岐阜県県土整備部技術検査課
- (2) 所在地 岐阜市数田番二丁目1番1号

平成二十六年における地籍調査に関する事業計画の変更

国土地調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第六条の三第二項の規定により、平成二十六年における地籍調査に関する事業計画の一部を次のとおり変更したので、同条第五項の規定により公示する。

平成二十六年九月二日

岐阜県知事 古 田 肇

調査を行う者の名称	調査地	調査区域	調査期間
変更前	多治見市星ヶ台、明和町一丁目及び明和町五丁目の全部	同	平成二六・四・一から同二七・三・三二まで

多治見市		中津川市	
変更後		変更前	
多治見市星ヶ台、明和町一丁目及び明和町五丁目の全部	平成二六・四・一から 同二七・三・三一まで	中津川市加子母、付知町、坂下、蛭川及び落合の一部	平成二六・四・一から 同二七・三・三一まで
多治見市新富町、上町及び本町の一部	平成二六・八・一八から 同二七・三・三一まで	中津川市加子母、付知町、坂下、蛭川及び落合の一部	平成二六・四・一から 同二七・三・三一まで
		中津川市下野の一部	平成二六・八・一八から 同二七・三・三一まで

土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により公示する。

平成二十六年九月二日

岐阜県知事 古田 肇

退任した役員

土地改良区名	年月日	役名	氏名	住居	住所
揖斐郡大野町大字五之里八六五番地一	平成二六・八・二二	理事	加納 準一	揖斐郡大野町大字五之里八六五番地一	同
揖斐郡大野町大字下方九四六番地	平成二六・八・二二	同	若原 基	揖斐郡大野町大字下方九四六番地	同
揖斐郡大野町大字黒野五〇二番地	平成二六・八・二二	同	若原 國夫	揖斐郡大野町大字黒野五〇二番地	同
揖斐郡大野町大字大野三六九番地二	平成二六・八・二二	監事	大久保 善教	揖斐郡大野町大字大野三六九番地二	同
揖斐郡大野町大字野一二八三番地	平成二六・八・二二	理事	水野 芳晴	揖斐郡大野町大字野一二八三番地	同
揖斐郡大野町大字古川五四五番地二	平成二六・八・二二	同	河野 功	揖斐郡大野町大字古川五四五番地二	同
揖斐郡大野町大字稲富二二四一番地	平成二六・八・二二	同	松井 義信	揖斐郡大野町大字稲富二二四一番地	同
揖斐郡大野町大字松山二二番地	平成二六・八・二二	同	片桐 満	揖斐郡大野町大字松山二二番地	同

就任した役員

土地改良区名	年月日	役名	氏名	住居	住所
揖斐郡大野町大字五之里八六五番地一	平成二六・八・二二	理事	加納 準一	揖斐郡大野町大字五之里八六五番地一	同
揖斐郡大野町大字黒野一八八五番地	平成二六・八・二二	同	馬淵 義治	揖斐郡大野町大字黒野一八八五番地	同
揖斐郡大野町大字下方九四六番地	平成二六・八・二二	同	若原 基	揖斐郡大野町大字下方九四六番地	同
揖斐郡大野町大字西方四〇二番地一の一	平成二六・八・二二	同	所 通良	揖斐郡大野町大字西方四〇二番地一の一	同
揖斐郡大野町大字古川五四五番地二	平成二六・八・二二	同	河野 功	揖斐郡大野町大字古川五四五番地二	同
揖斐郡大野町大字上秋六二六番地一	平成二六・八・二二	同	内藤 正臣	揖斐郡大野町大字上秋六二六番地一	同
揖斐郡大野町大字牛洞五五〇番地	平成二六・八・二二	同	秋森 一	揖斐郡大野町大字牛洞五五〇番地	同
揖斐郡大野町大字中之元一〇六番地一	平成二六・八・二二	同	小森 光雄	揖斐郡大野町大字中之元一〇六番地一	同
揖斐郡揖斐川町島二四一番地一	平成二六・八・二二	同	山下 紀美	揖斐郡揖斐川町島二四一番地一	同
揖斐郡揖斐川町福島四一五番地一	平成二六・八・二二	同	中村 正彦	揖斐郡揖斐川町福島四一五番地一	同
揖斐郡大野町大字公郷三一七番地	平成二六・八・二二	同	小森 利彦	揖斐郡大野町大字公郷三一七番地	同
揖斐郡大野町大字大野一五九番地一	平成二六・八・二二	同	清水 信義	揖斐郡大野町大字大野一五九番地一	同
揖斐郡大野町大字本庄一七〇番地一	平成二六・八・二二	同	杉原 敏郎	揖斐郡大野町大字本庄一七〇番地一	同
揖斐郡大野町大字大野三六九番地二	平成二六・八・二二	監事	大久保 善教	揖斐郡大野町大字大野三六九番地二	同
揖斐郡揖斐川町清水二七〇番地一	平成二六・八・二二	同	鳥居 豊	揖斐郡揖斐川町清水二七〇番地一	同

平成二十六年九月二日発行

発行者 岐阜市数田南二丁目一番一
発行所 岐阜県庁

編集 岐阜市三輪ぶりとびあ十三 岐阜文芸社